

報道関係者各位

「やまがたGAP」第三者認証制度がスタート

今年度から新たに「やまがたGAP」第三者認証制度がスタートしました。本制度の普及拡大を図り、県内における国際水準GAPの認証取得を促進します。

県では平成30年度から令和3年度まで実施した「山形県版GAP」第三者認証制度の取組内容を3分野から5分野に拡大し、国際水準GAPの認証取得へのステップアップを支援する制度として、「やまがたGAP」第三者認証制度を新たに創設しました。現在、認証機関において申請を受付けておりますので、周知について御協力くださるようお願いいたします。

記

1 認証制度の概要

- (1) 認証機関：公益財団法人やまがた農業支援センター
(山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館4F 電話:023-642-2905)
- (2) 対象品目：「米」、「青果物（野菜・果樹）」
- (3) 対象者：県内で農産物を生産する農業者等で構成する団体又は農業法人
- (4) 本年度の申請受付期限：令和4年10月21日（金）まで

2 その他 詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

<参考> 国際水準GAPとは

- ア 「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野に取り組むGAP
- イ 第三者認証の制度ではGLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAPがある



【問い合わせ先】

農業技術環境課

課長補佐（環境保全型農業）森岡 幹夫

電話 023-630-2555

【報道監】 農林水産部次長 森谷 健